

令和8年度 町民税・県民税の申告についての説明書

町民税・県民税の申告及び納税につきまして、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和8年度町民税・県民税の課税に先立ち、申告書をお送りいたしますので、**あなたの令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで。以下同じ）の所得について申告していただきますようお願いいたします。**

この申告は、あなたの町民税・県民税を算出する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料等の算出の資料となる大切なものです。申告書の提出をされませんと、所得証明書・課税証明書などの発行ができませんので、必ず**提出期限3月16日（月）**までに申告してください。

○この申告書は、次の方にお送りしています。

- ①前年に町民税・県民税の申告書を提出された方
- ②前年中に三郷町に転入された方（前年の課税状況が当町では把握できないため申告書をお送りしておりますが、下記「申告書を提出する必要がない方」に該当する場合は提出不要です。）

申告書を提出する必要がある方

令和8年1月1日現在三郷町に居住し、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間の所得等の状況が、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ① 営業等、不動産、配当による収入や、その他の収入があった方
- ② 給与所得者（パート・アルバイト含む）で下記に該当する方
 - 2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - 勤務先から三郷町に給与支払報告書が提出されていない方（注1）
 - 医療費控除等年末調整で適用していない各種控除を受ける方（注2）
- ③ 公的年金等受給者で、下記に該当する方
 - 医療費控除、社会保険料控除、生命・地震保険料控除等の各種控除を受ける方（注2）
 - 公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告が必要です。（注3）

（注1）提出状況は、勤務先にご確認ください。

（注2）所得税の還付を受ける場合は、確定（還付）申告が必要です。

（注3）米国年金など源泉徴収の対象となっていない年金は、確定申告が必要です。

申告書を提出する必要がない方

- 所得税の確定申告書を提出する方
- 年末調整が済んでいる給与受給者で、勤務先から三郷町に給与支払報告書が提出されている方（左記②に該当する場合は申告が必要です。）
- 公的年金等収入のみで、その他に所得がない方（左記③に該当する場合は申告が必要です。）

お知らせ

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告書にマイナンバーの記載が必要になります。

申告手続きなどには

マイナンバー（12桁）の記載+本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ご協力よろしくお願いいたします。

〈給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告は必要です。〉

※ 令和7年中の所得がない方でも、国民健康保険税の算定及び各種福祉関係の助成制度などにおいて所得の申告が必要な場合や、所得に関する証明書が必要な場合は申告が必要です。

※ 町民税・県民税を他市町村から課税されている方は、申告書の裏面の「17 町民税・県民税を他市町村で課税されている方」欄に記入してください。

※ 収入によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

- 本人確認書類等（番号確認書類+本人確認書類）

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード（1枚で番号確認と本人確認ができます。）

マイナンバーカードをお持ちでない方

通知カード（注）やマイナンバーの記載のある住民票の写しなどのうちいずれか1つ+運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポートなどのうちいずれか1つ

（注）「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

- 所得金額がわかるもの（源泉徴収票、収支内訳書など）
- 各種控除を受けるために必要な明細書、証明書等（令和7年中に支払ったもの）
- 申告書

提出場所 役場 1階 税務課

提出期限 令和8年3月16日（月）

提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、添付書類等に不備がないようお願いいたします。

問い合わせ先 三郷町役場 総務部 税務課 〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号
電話：0745-43-7314（税務課直通）

おことわり この説明書は、現行の税法にそくして説明しています。地方税法などの改正があった場合、内容の一部に変更が生じる場合があります。

令和8年度町民税・県民税申告書の書き方

「3・4所得から差し引かれる金額に関する事項」のおもな内容は、次のとおりです。

⑬社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税(料)、国民年金保険料、介護保険料など)を令和7年中に支払った場合に記入してください。(国民年金保険料等の支払証明書を添付してください) (注)配偶者やその他の親族の公的年金から特別徴収されている国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、あなたの申告で社会保険料控除の対象とはなりません。	支払額全額																																						
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和7年中に、小規模企業共済法の掛金(旧第二種共済契約を除く。)、確定拠出年金法の企業型又は個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合に記入してください。(支払った掛金の証明書を添付又は提示してください。)	支払額全額																																						
⑮生命保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づいて保険料を支払った場合や、一定の個人年金保険契約で個人年金保険料をあなたが令和7年中に支払った場合に記入してください。 (注)個人年金保険料の適用は、年金の受給者が自己又はその配偶者に限ります。 ※平成25年度から生命保険料控除が改正されました。 (支払金額や控除を受けられることを証明する書類又は電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付与された出力書面)を添付してください。)	一般生命保険料分(A旧契約分+B新契約分) + C介護医療保険料分 + 個人年金保険料分(D旧契約分+E新契約分) (合計限度額70,000円)																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>D 個人年金保険</td> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>平成23年12月31日以前の契約</td> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新契約</td> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>E 個人年金保険</td> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成24年1月1日以後の契約</td> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		支払保険料	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額	D 個人年金保険	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	平成23年12月31日以前の契約	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額	C 介護医療保険	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円		平成24年1月1日以後の契約	56,000円超	28,000円										
区分		支払保険料	控除額																																					
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額の全額																																					
	D 個人年金保険	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円																																					
	平成23年12月31日以前の契約	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円																																					
新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額																																					
	C 介護医療保険	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円																																					
	E 個人年金保険	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円																																					
	平成24年1月1日以後の契約	56,000円超	28,000円																																					
⑯地震保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族の住んでいる家屋や家財等を対象とした地震等損害部分の保険料や掛金を、あなたが令和7年中に支払った場合に記入してください。(支払保険料や掛金の証明書を添付してください。)	A地震保険契約分 + B旧長期損害保険契約分 (合計限度額25,000円)																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">A 地震保険</td> <td></td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">B 旧長期損害保険</td> <td></td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		支払保険料	控除額	A 地震保険		50,000円以下	支払額×1/2		50,000円超	25,000円	B 旧長期損害保険		5,000円以下	支払額の全額		5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円		15,000円超	10,000円																	
区分		支払保険料	控除額																																					
A 地震保険		50,000円以下	支払額×1/2																																					
		50,000円超	25,000円																																					
B 旧長期損害保険		5,000円以下	支払額の全額																																					
		5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円																																					
	15,000円超	10,000円																																						
※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。																																								
⑰寡婦控除	「ひとり親控除」に該当せず、以下のいずれかに該当する方 ※あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合は対象となりません。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族のいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方 なお、この場合扶養親族の要件はありません。 (注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある方をいいます。	26万円																																						
⑱ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の方で下記の要件のすべてに該当する方 ①あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと。 ②生計を一にする子がいること。(この場合の子は、令和7年中の総所得金額等が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。) ③合計所得金額が500万円以下の方	30万円																																						
⑲勤労学生控除	学校教育法に定める学校等の学生等で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の方(学生証等の証明書を添付してください。)	26万円																																						
⑳障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者(注)、扶養親族(16歳未満を含む)が障害者の場合、次の金額。(手帳の写し等を添付してください。) (注)同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が58万円以下である方 ①障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級以下等の交付を受けておられる方等 26万円 ②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級等の交付を受けておられる方等 30万円 ③②のうち、あなたや配偶者、生計を一にする親族の方と同居を常としている方 53万円	26万円 30万円 53万円																																						
㉑配偶者控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合(下の表参照)。*配偶者が70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の場合は老人欄参照。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																										
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																					
一般	33万円	22万円	11万円																																					
老人	38万円	26万円	13万円																																					
㉒配偶者特別控除	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合(下の表参照)。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">あなたの配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td rowspan="2">11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
あなたの配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																					
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																					
100万円超105万円以下	31万円	21万円																																						
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																					
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																					
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																					
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																					
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																					
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																					

記入例

表面

裏面

令和8年度町民税・県民税申告書(令和7年1月1日～令和7年12月31日収入分)

住所 三郷町勢野西1丁目1番1号

個人番号(マイナンバー) 111111111111111111

生年月日 昭和26年2月16日 業種又は職業 自営業

フリガナ サン プラ タ コウ 電話番号 0745-73-2101

氏名 三郷太郎 申告者の氏名 三郷太郎 納税 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 社会保険料控除	339,000円
② 生命保険料控除	107,100円
③ 医療保険料控除	50,900円
合計	497,000円

1 給与等の収入金額 4,000,000円

2 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

1 雑所得	3,000,000円
2 雑所得	550,000円
3 雑所得	200,000円
合計	3,750,000円

4 所得控除額

社会保険料控除	497,000円
生命保険料控除	70,000円
医療保険料控除	10,000円
雑所得控除	530,000円
配偶者(特別)控除	380,000円
扶養控除	1,230,000円
特定親族特別控除	450,000円
基礎控除	430,000円
雑損控除	3,597,000円
医療費控除	20,000円
合計	3,617,000円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳

月	日	前払	後払	月収
1	30,000円	10	100,000円	
2	30,000円	10	100,000円	
3	30,000円	10	100,000円	
4	30,000円	10	100,000円	
5	30,000円	10	100,000円	
6	30,000円	10	100,000円	
7	30,000円	10	100,000円	
8	30,000円	10	100,000円	
9	30,000円	10	100,000円	
10	30,000円	10	100,000円	
11	30,000円	10	100,000円	
12	30,000円	10	100,000円	
賞与等			100,000円	
合計			1,300,000円	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支取者の「名称」及び「法人番号又は所在地等」	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業	株式会社〇〇	4,000,000円	1,000,000円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支取者の「名称」及び「法人番号又は所在地等」	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支取者の「名称」及び「法人番号又は所在地等」	収入金額	必要経費	差引金額

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額

11 事業専従者に関する事項

氏名	納税	生年月日	明・大・昭	従事月数	所得金額
本人					
配偶者					
子					
その他					

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	所得金額
三郷もみじ	〇〇番〇〇号〇〇条	5,555,555円

13 事業税に関する事項

課税所得	課税標準	課税額

14 寄附金に関する事項

寄附先	寄附金額
都道府県、市区町村分(特別控除対象)	
奈良県の共同募会、日本赤十字社奈良県支部分、都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	
奈良県条例指定分	

15 所得金額調整控除に関する事項

16 町民税・県民税を他市町村で課税されている方

17 前年中に所得のなかった方

1 下記の方に扶養(補助)されていた。	3 遺族年金、障害年金などで生活していた。
2 病気療養中(入院・通院)	4 雇用保険などで生活していた。
	5 生活保護法による扶助を受けていた。
	6 その他の理由で所得のなかった方は、昨年の生活状況について記入してください。

※給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合「所得金額調整控除」が適用されます。詳しくは裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」の②をご確認ください。

③扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(青色事業専従者等を除く。)の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合、次の金額。	
	①特定扶養親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの19～22歳)	45万円
	②老人扶養親族(昭和31年1月1日以前生まれの70歳以上)	38万円
	③同居老親扶養親族(②のうち、同居であなたや配偶者の直系尊属の場合)	45万円
	④その他の扶養親族(年齢が16歳未満を除く)	33万円
		1人につき
④特定親族特別控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の特定親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの19～22歳、青色事業専従者等を除く。)の令和7年中の合計所得金額が58万円超123万円以下で控除対象扶養親族に該当しない場合(下の表参照)。該当する場合は□にチェックし、控除額を記載してください。	
	特定親族の合計所得金額	控除額
	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円
⑤基礎控除	あなたの合計所得金額	
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
⑦雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他親族(前年の総所得金額等が58万円以下の方)が、令和7年中に災害や盗難等により損害を受けた場合、次の①又は②のいずれか多い方の金額。(領収書等を添付してください。)	
	①(損失額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%)	
	②(災害関連支出の金額)－5万円	

※所得税と住民税では、人的控除額等に差がありますので、ご注意ください。

源泉徴収票や各種証明書などの右端をここに貼ってください。

1 収入金額等

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで(令和7年中)の収入金額等を記入してください。収入金額等とは、必要経費を差し引く前の金額です。

種類	主な内容
営業等	小売、製造、自動車整備、飲食、理髪、外交員、大工、左官等
農業	農作物の生産、果樹等の栽培
不動産	貸家、貸事務所、貸駐車場、貸土地等
利子	国外で支払われる預金等の利子等
配当	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配等
給与	給料、賃金、賞与、アルバイト、パート収入等
専従者給与	親族である個人事業主から支払を受けた給与
雑公的年金等	日本年金機構等から支払を受けた年金(ただし、遺族年金や障害年金等の非課税年金を除く。)
雑業務	給与以外の反復継続性のある業務に係る収入
雑その他	生命保険の年金(個人年金保険)等
総合譲渡短期	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年以下の場合
総合譲渡長期	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年を超える場合
一時	満期保険金、満期返戻金、懸賞当せん金品等

2 所得金額

所得金額とは、左記の収入金額等から必要経費を差し引いた後の金額です。

種類	所得算出に必要な書類等	備考
営業等	収支内訳書、収入計算書、経費計算書	裏面も記入
農業	収支内訳書又は農業所得計算書	裏面も記入
不動産	収支内訳書	裏面も記入
利子	利子に関する明細書	
配当	配当に関する明細書	裏面も記入
給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
専従者給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
雑公的年金等	日本年金機構等からの源泉徴収票(ハガキ)等	
雑業務	源泉徴収票、収入明細、経費明細等	裏面も記入
雑その他	源泉徴収票、収入明細、経費明細等	裏面も記入
総合譲渡短期	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
総合譲渡長期	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
一時	満期金支払明細書等	裏面も記入

◆給与所得・公的年金等(雑所得)の計算表

給与収入(A)	給与所得	公的年金収入(C)	雑所得				
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		
～ 650,999	0	円	昭和36年1月2日以後に生まれた65歳未満の方				
			～ 1,299,999	(C) - 600,000	(C) - 500,000	(C) - 400,000	円
651,000～1,899,999	(A) - 650,000	円	1,300,000～4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000	円
			4,100,000～7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000	円
1,900,000～3,599,999	(B) × 2.8 - 80,000	円	7,700,000～9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000	円
			10,000,000～	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000	円
3,600,000～6,599,999	(B) × 3.2 - 440,000	円	昭和36年1月1日以前に生まれた65歳以上の方				
			～ 3,299,999	(C) - 1,100,000	(C) - 1,000,000	(C) - 900,000	円
6,600,000～8,499,999	(A) × 0.9 - 1,100,000	円	3,300,000～4,099,999	(C) × 0.75 - 275,000	(C) × 0.75 - 175,000	(C) × 0.75 - 75,000	円
			4,100,000～7,699,999	(C) × 0.85 - 685,000	(C) × 0.85 - 585,000	(C) × 0.85 - 485,000	円
8,500,000～	(A) - 1,950,000	円	7,700,000～9,999,999	(C) × 0.95 - 1,455,000	(C) × 0.95 - 1,355,000	(C) × 0.95 - 1,255,000	円
			10,000,000～	(C) - 1,955,000	(C) - 1,855,000	(C) - 1,755,000	円
(B) = (A) ÷ 4(千円未満切捨)		円					

⑧医療費控除 (従来)と(特例)は 選択適用となります。	(従来) あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中に支払った医療費がある場合、次の金額。 ※控除限度額は200万円。(「医療費控除の明細書」を添付してください。) (支払った医療費の総額) - (保険金等で補てんされる金額) - (総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の額) ※控除を受けるための手続き 申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります(注1)。医療費の領収書について、申告書を提出する際に添付・提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するために申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、役場から医療費の領収書(医療費通知(注2)に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合があります。 なお、医療保険者や審査支払機関から交付を受けた医療費通知(注2)がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。 (注1)令和3年度より医療費の領収書の添付又は提示による控除の適用はできなくなりました。同封しております医療費控除の明細書を作成し、添付してください。 (注2)医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次のすべての事項の記載があるもの(後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。)及びインターネットを使用して医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名並びにその電子署名に係る電子証明が付与されたものをいいます。 ①被保険者等の氏名・②療養を受けた年月・③療養を受けた者・④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額・⑥保険者等の名称
	(特例)セルフメディケーション税制 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(人間ドックや各種健診等)を行っている方が、令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために購入した「スイッチOTC医薬品」の購入費用が年間12,000円を超える場合、次の金額。 (スイッチOTC医薬品購入費用) - (保険金等で補てんされる金額) - 12,000円 ※控除限度額88,000円。 ※控除を受けるための手続き(下記の書類を添付してください。) ●セルフメディケーション税制の明細書 ●一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ①氏名・②取組を行った年・③取組に係る事業を行った保険者、事業主若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、 ※申告書表面の「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 医療費控除、セルフメディケーション税制の明細書は税務課の窓口で配布しています。 また、町ホームページからもダウンロードできます。

6 給与所得の内訳

源泉徴収票を添付できない方は、裏面に記入して年間収入額を計算してください。(毎月の給与明細書がある方は明細書を添付してください。)

7 事業・不動産所得に関する事項

別途「収支内訳書」を作成し、申告書と合わせて提出してください。

8 配当所得に関する事項

所得税で申告不要制度のある非上場株式等に係る少額配当所得等も含めて記入してください。

(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が「10万円×配当計算期間の月数÷12」以下のものです。)

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

公的年金等以外の雑所得(業務・その他)に該当する所得(表面「ク・ケ欄」参照)がある場合は、その内訳を記入し、表面⑧・⑨欄にそれぞれ記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

「総合譲渡」とは、土地建物等以外の資産(営業権、ゴルフ会員権等)の譲渡をいい、「一時所得」とは、生命保険の満期返戻金等のことをいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得は、分離譲渡所得として別に申告が必要です。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和7年中6か月を超える期間、専ら従事していた方がいる場合、事業所得金額から次の①と②の少ない方の額を控除できます。

①配偶者は86万円、その他の親族は50万円

②(営業等所得+農業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の親族を扶養親族として申告する場合、記入してください。

14 寄附金に関する事項

次の①または②の寄附をされた場合、①と②の合計額を税額控除。

①地方公共団体(都道府県・市町村・特別区)への寄附金。次のアとイの合計額

ア(基本控除)(寄附金額-2,000円)×10%(町民税6%、県民税4%)

イ(特例控除)(寄附金額-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021)(町民税3/5、県民税2/5)

※寄附金額は総所得金額等の30%、イは住民税所得割額の20%が上限

※総務大臣の指定を受けない地方団体への寄附金はイの適用はありません。

(地方公共団体から交付を受けた寄附金の証明書を添付してください。)

②奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県が条例により指定した団体等への寄附金

(寄附金額-2,000円)×10%(町民税6%、県民税4%)

(寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証(領収書)を添付してください。)

15 所得金額調整控除に関する事項

①令和7年中の給与等の収入金額が850万円を超える方で下記の1~3のいずれかに該当する場合は、次の控除額算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

1. 特別障害者に該当する方

2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する方

3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

控除額算式:(令和7年中の給与等の収入金額(1,000万円が限度)-850万円)×10%(15万円が限度)

②令和7年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合は、次の控除額算式に相当する金額を給与所得の金額から控除します。

控除額算式:令和7年中の給与所得控除後の給与等の金額(10万円が限度)+令和7年中の公的年金等に係る雑所得の金額(10万円が限度)-10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

～町民税・県民税の算出方法～

※分離課税の所得は計算が異なります。

$$\text{総所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税標準額} \xrightarrow{\text{①所得割額}} \text{課税標準額} \times 10\% - \text{②税額控除額(調整控除等)} + \text{③均等割額} + \text{④森林環境税額} = \text{年税額}$$

(1,000円未満の端数切り捨て) (町民税6% 県民税4%)

①所得割の税率

区分		町民税	県民税
総合課税分		6%	4%
分離課税分	譲渡所得	長期	3%
		短期	5.4%
	株式等譲渡所得	上場	3%
		未公開	3%
	上場株式等の配当	3%	2%
先物取引	3%	2%	

※分離譲渡所得は、譲渡内容により軽減税率が適用されます。

①所得割の非課税基準 (総所得金額等が下記の金額以下の方)

扶養親族等のいない方	35万円+10万円
扶養親族等のいる方	35万円×家族数(本人・同一生計配偶者・16歳未満を含む扶養親族)+32万円+10万円

②住宅借入金等特別控除

所得税の住宅借入金等控除を受けている平成28年から令和8年までの入居者について、(ア)(イ)のいずれか少ない方の金額を住民税所得割から税額控除。

(ア)住宅借入金等控除可能額のうち所得税で控除できなかった額

(イ)①所得税の課税総所得金額等の5% (97,500円が上限)。

②【平成26年4月以降の入居者かつ、消費税が8%の場合】

所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円が上限)。

③【平成31年4月以降の入居者かつ、消費税が10%の場合】

所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円が上限)。11年目以降は取得対価の2%の3分の1又は住宅借入金等の年末残高の1%のいずれか少ない額

④【令和4年1月以降の入居者の場合】

所得税の課税総所得金額等の5% (97,500円が上限)。

※令和4年中に入居した方うち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、③と同じ控除限度額となります。

②調整控除 (本人の合計所得金額が2,500万円以下の方)

合計課税所得金額が200万円以下の場合	「(住民税と所得税の) 人的控除額の差の合計額」と「合計課税所得金額」のいずれか少ない額の5%を控除
合計課税所得金額が200万円を超える場合	{(住民税と所得税の) 人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は、2,500円を控除

②配当控除 (株式等による配当所得がある場合に適用)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③均等割額 (県民税のうち、500円は奈良県森林環境税)

町民税	年税額 3,000円	県民税	年税額 1,500円
-----	------------	-----	------------

④森林環境税額 (個人住民税均等割に併せて徴収)

森林環境税(国税)	年税額 1,000円
-----------	------------

③均等割の非課税基準 (合計所得金額が下記の金額以下の方)

扶養親族等のいない方	28万円+10万円
扶養親族等のいる方	28万円×家族数(本人・同一生計配偶者・16歳未満を含む扶養親族)+168,000円+10万円
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する方	135万円

改正になりました

◎令和8年度から適用される町民税・県民税の主な改正点は、次のとおりです。

●給与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の場合の、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

●特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その親族等の前年の合計所得金額に応じて所得控除が受けられるようになります。

●上記の見直しに伴う所要の措置

同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げられます。

ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げられます。

勤労学生の前年の合計所得額要件が85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げられます。